

みやぎの木であふれる建物支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県産木材の需要創出及び利用拡大を図るため、非住宅分野等における県産材の利用を推進することを目的として、民間事業者が行う県産材を利用した建築物の整備、内装木質化及び木製品の導入並びにこれらに関連する普及活動に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内においてみやぎの木であふれる建物支援事業（以下「本事業」という。）補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

(1) 「宮城県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。

なお、製材品、集成材、内装及び木製品については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が宮城県産材であることを証明した木材製品でなければならない。

(2) 「県産森林認証材」とは、宮城県内のFM認証を受けた森林から伐採された原木を宮城県内のCOC認証工場で加工した木材製品をいう。

(3) 「県産CLT」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。

(4) 「主要構造部材等」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。

(5) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、天井面及び階段の仕上げ材として使用される木材をいう。

(6) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製

品をいう。

(交付対象等)

第3 本補助金の交付対象となる事業種目、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業実施主体の要件)

第4 交付要綱の別表に掲げる事業実施主体については、次の要件を満たす団体等とする。

- (1) 団体等の設立目的、趣旨等を明確にした規約を有し適正な運営が行われることが確実であること。
- (2) 事業に関する資金計画が適切であり、かつその資金計画に従って事業が実施されることが確実であること。
- (3) 代表者及びその所在地が明らかなこと。
- (4) 政治団体や宗教団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 交付対象事業の公表に異議がないこと。
- (8) 各種法令を遵守し、また公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税

及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施設計書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）
- (2) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (4) 事業実施主体の規約及びそれに類するもの
- (5) 事業実施主体の予算書、決算書又はそれに類するもの
- (6) 補助金振込先口座の通帳（表紙及び見開き）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更又は交付対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある。
- (5) (1) によるもののほか、別記様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

（事業着手報告）

第7 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。

(事業完了報告)

第8 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第9の規定による事業実績報告を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 出来高設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第5第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第9第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。

- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第11号により、すみやかに知事に報告するものとする。
- 5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月3日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表

○みやぎの木であふれる建物支援事業

事業種目	補助事業要件	事業実施主体	補助対象経費	補助率	変更要件
1 非住宅建築物等建築支援事業	<p>次の各号の要件を全て満たす新築、増築又は改築</p> <p>(1) 対象建築物は、宮城県内の非住宅又は共同住宅とし、原則木造とすること。 ただし、木材が効果的に使われているものについては、鉄骨造その他の構造との混構造の建築物も対象とする。</p> <p>(2) 20 立方メートル以上の県産材を使用すること。</p> <p>(3) 事業実施主体は、県と脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和三年六月一八日法律第七七号）に基づく建築物木材利用促進協定を締結する等、今後も継続的に県産材の利用に取り組むこと。</p> <p>(4) 事業実施主体は、県産材利用について、広報・情報発信を行うなど、普及に取り組むこと。</p>	民間事業者等	主要構造部材等に使用する県産材の購入に係る経費及び関連する木工事費及びPRに係る経費	<p>(1) 補助率 補助対象経費の 1/2 以内（ただし 1 件当たりの上限を 10,000 千円とする）</p> <p>(2) 加算対象 前項の規定により算出した補助金の額に、次に定める額を加算することができる。</p> <p>ア 県産 CLT を使用した場合、県産 CLT1 立方メートルあたり 60 千円を加算する（ただし 1 件当たりの上限を 1,800 千円とする）</p> <p>イ 県産森林認証材を使用した場合、県産森林認証材 1 立方メートルあたり 8 千円を加算する（ただし 1 件当たりの上限を 200 千円とする）</p>	<p>(1) 補助金額の増額又は 30%以上の減額</p> <p>(2) 規格又は構造の変更</p>
2 内装木質化・木製品配備支援事業	<p>次の各号の要件を全て満たす内装木質化又は木製品配備</p> <p>(1) 宮城県内の施設で実施すること。</p> <p>(2) 全木材使用量のうち、県産材を 50%以上使用すること。</p> <p>(3) 補助対象経費が 1,000 千円以上であること。</p> <p>(4) 事業実施主体は、県と脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和三年六月一八日法律第七七号）に基づく建築物木材利用促進協定を締結する等、今後も継続的に県産材の利用に取り組むこと。</p> <p>(5) 事業実施主体は、県産材利用について、広報・情報発信を行うなど、普及に取り組むこと。</p>	民間事業者等	内装及び木製品に使用する県産材の購入に係る経費及び関連する木工事費及びPRに係る経費	<p>(1) 補助率</p> <p>ア 内装木質化 補助対象経費の 1/2 以内（ただし 1 件あたりの上限を 2,000 千円とする）</p> <p>イ 木製品配備 補助対象経費の 1/2 以内（ただし 1 件あたりの上限を 1,000 千円とする）</p> <p>(2) 加算対象 前項の規定により算出した補助金の額に、次に定める額を加算することができる。</p> <p>ア 県産森林認証材を使用した場合、県産森林認証材 1 立方メートルあたり 8 千円を加算する（ただし 1 件あたりの上限を 40 千円とする）</p>	

別記様式第 1 号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、みやぎの木であふれる建物支援事業補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 事業実施設計書※事前に提出し、承認をされている場合は不要とする。
 - (2) 納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 2 号）
 - (4) 事業実施主体の規約及びそれに類するもの
 - (5) 事業実施主体の予算書、決算書又はそれに類するもの
 - (6) 補助金振込先口座の通帳（表紙及び見開き）の写し
 - (7) その他知事が必要と認めるもの

別記様式第 2 号

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別記様式第 3 号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

(注)「関係書類」は、別記様式第 1 号による別紙及び添付書類を準用し、変更前と変更後
を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載
すること。

別記様式第 4 号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第5号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分	事 項
事 業 種 目	
事 業 実 施 地	
総 事 業 費	円
補 助 金	円
期 間	着 手 年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日

(注) 着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第6号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

(1) 事業種目:

(2) 補助金及び精算事業費

(単位:円)

項目	精算事業費	補助金額	備考
補助対象経費			
それ以外		—	
消費税		—	
合計			

(3) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書類

(注) 添付書類には、事業主体における完成検査書写し、写真等の完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第7号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。
(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙3のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類
(1) 出来高設計書

(注) 添付書類には、完成検査復命・完成写真等、完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

なお、事業完了報告書を提出し、添付している場合は不要とする。

別記様式第 8 号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業補助金について、補助金等交付規則第 15 条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- 1 建物名：
- 2 概算払請求を必要とする理由
- 3 工事の進捗状況

4 概算払請求の内容

事業種目	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

4 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

別記様式第9号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎの木であふれる建物支援事業補助金事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第13条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

別記様式第10号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業補助金
取得財産等の処分承認申請書

第 年 月 日
号

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

みやぎの木であふれる建物支援事業補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法

- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
 - (5) 現況図面又は写真

- 3 処分予定年月日

- 4 その他資料

別記様式第 1 1 号

年度 みやぎの木であふれる建物支援事業補助金
取得財産等の処分報告書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

みやぎの木であふれる建物支援事業補助金により取得し、 年 月 日付け林振第
号で承認（受理）された財産処分等については、下記のとおり完了しました。

記

1 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、所在
- (3) 事業費及び補助金額
- (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数

2 処分の内容

- (1) 処分の方法（処理区分）
- (2) 処分完了年月日

3 添付資料

- (1) 処分内容が説明できる資料（契約書・譲渡書等）
- (2) 写真 2～3枚程度（処分状況がわかるもの）。

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
総 事 業 費		(別添のとおり)	
そ の 他		(別添のとおり)	
計			

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
総 事 業 費				
消 費 税				
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算交付金額(円)	既受領交付金額(円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
消費税	—		—	—	—	—	
計							